

令和 8 年

第 3 回市議会定例会 議案第 1 1 号

函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例および函館市
一般廃棄物処理施設生活環境影響調査結果の縦覧手続等
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例および函館市一般廃棄物
処理施設生活環境影響調査結果の縦覧手続等に関する条例の一部を改正
する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

函館市長 大 泉 潤

函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例および函館市
一般廃棄物処理施設生活環境影響調査結果の縦覧手続等
に関する条例の一部を改正する条例

(函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例の一部改正)

第 1 条 函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例（平成 4 年函館市
条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「第 6 条の 2 第 5 項」を「第 6 条の 2 第 7 項」に改める。

(函館市一般廃棄物処理施設生活環境影響調査結果の縦覧手続等に関
する条例の一部改正)

第 2 条 函館市一般廃棄物処理施設生活環境影響調査結果の縦覧手続等
に関する条例（平成 1 0 年函館市条例第 2 5 号）の一部を次のように
改正する。

第 1 条中「第 9 条の 3 の 3 第 2 項（同条第 3 項）」を「第 9 条の 3 の
3 第 3 項（同条第 4 項）」に改める。

第 2 条第 2 項中「第 9 条の 3 の 3 第 2 項前段」を「第 9 条の 3 の 3
第 3 項前段」に改める。

第 3 条第 2 項各号列記以外の部分中「非常災害により生じた廃棄物」
を「法第 2 条の 3 第 1 項に規定する非常災害廃棄物」に改め、「受け

た者（」の後ろに「法第 6 条の 2 第 3 項または第 5 項の規定による処分の委託を受けた者を含む。」を加え、「受託者」を「受託者等」に、「第 9 条の 3 の 3 第 2 項前段」を「第 9 条の 3 の 3 第 3 項前段」に改める。

第 5 条第 2 項中「受託者」を「受託者等」に、「第 9 条の 3 の 3 第 2 項前段」を「第 9 条の 3 の 3 第 3 項前段」に改める。

第 6 条第 2 項中「第 9 条の 3 の 3 第 2 項後段」を「第 9 条の 3 の 3 第 3 項後段」に、「受託者」を「受託者等」に改める。

附 則

この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 4 3 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日またはこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（提案理由）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い規定を整備するため